

★交通災害共済(ちょこっと共済)に加入しましょう!

平成22年度の交通災害共済の受付を2月1日(月)から開始します。出張受付の日程は広報ふっさ1月15日号に掲載していますのでご確認ください。



**ちょこっと共済とは?**住民の皆さんが会費を出し合い、交通事故にあった時、見舞金(下表参照)を受けられる、都内の全市町村が共同で運営する助け合いの制度です。

**会費**大人も子どもも同額でAコース1,000円、Bコース500円の選べる2コース制  
 ※4月1日現在、小・中学生の方(平成7年4月2日～平成16年4月1日までに生まれた方)は、市が公費でBコースに加入します。また小・中学生の方は会費(500円)を追加することによりAコースへのコース変更ができます。

**共済期間**平成22年4月1日～平成23年3月31日(ただし、年度途中の加入の場合は、加入日の翌日から平成23年3月31日まで)

**出張受付の会場にお越しになれない方**市内の金融機関(ゆうちょ銀行は除く)の窓口でも申込みができます。また、市役所内の指定金融機関派出所でも受け付けます。加入申込書は市内金融機関、市役所窓口においてあります。

**問合せ**総合窓口課 ☎551・1596

等級	交通災害の程度(交通災害を受けた日から1年以内の日数)	見舞金	
		Aコース(1,000円)	Bコース(500円)
1等級	死亡	300万円	150万円
2等級	重度の後遺障害	200万円	100万円
3等級	入院日数30日以上以上の傷害	25万円	16万円
4等級	入院日数10日以上30日未満または実治療日数30日以上以上の傷害	9万円	6万円
5等級	実治療日数10日以上30日未満の傷害	5万円	3万円
6等級	実治療日数10日未満の傷害	3万円	2万円

2月1日(月)より相談・受付が始まりました!  
**所得税(国税)・住民税(市民税・都民税)の申告はお早めに!**

**問合せ**(所得税の確定申告)青梅税務署 ☎0428・22・3185  
 (住民税の申告)市役所課税課市民税係 ☎551・1610

★所得税の確定申告、住民税の申告の日程・会場等

相談・受付日 (土・日曜・祝日は除く)	受付時間 (混雑具合によっては、受付を早めに締め切る場合があります)	税務署員	税理士会	市職員	会場
2月 ① 1日(月)～5日(金)	午前9時～11時、午後1時～4時			○	市役所第一棟2階
② 8日(月)～12日(金)	午前9時30分～11時、午後1時～3時	◎	◎	○	
③ 15日(月)	午前9時～11時、午後1時～4時			○	
④ 16日(火)～25日(木)	午前9時～10時30分、午後1時～3時		◎	○	
⑤ 26日(金)	午前9時～11時、午後1時～4時			○	
3月 ⑥ 1日(月)～15日(月)	午前9時～11時、午後1時～4時			○	

**注意事項**初日は大変混雑します。また、**会場の混雑具合によっては、早めに締め切る場合があります**ので、ご了承ください。

▶土・日曜・祝日は、確定申告の相談・受付は行なっておりません。

▶住民税の申告書のみ、市役所の開庁時間内に、市役所1階4番課税課市民税係で受け付けます。※確定申告の相談・受付はできません。

▶給与・年金所得で確定申告する方は、①③⑤⑥の相談・受付日をお勧めします。  
 ▶給与・年金所得以外の所得で確定申告する方は、②④の相談・受付日をお勧めします。

▶事業・不動産所得等の方は、②④の税務署員・税理士の相談日に収支報告書を記入・作成のうえ、お越しください。

▶次のような場合は、市の会場では相談・受付ができません。○初めて住宅借入金特別控除の申告をされる方○譲渡(土地・建物・株式等)や山林所得がある方○事業所得(営業等・農業)及び不動産所得がある方で、青色申告決算書または収支内訳書の記入が済んでいない方○繰越損失または変動所得・臨時所得の平均課税を申告される方

▶収入がなかった方も、住民税の申告が必要です。

▶遺族年金受給者は非課税ですが、住民税の申告をしてください。  
 ▶失業保険は、課税対象外になります。

★★確定申告について★★

**公的年金からの所得税が源泉徴収されている方**平成21年分の公的年金の源泉徴収票(はがき)で、「源泉徴収税額」の欄に記載のある方は、確定申告により所得税の過不足額を精算します。超過額は還付され、不足額は納付していただきます。また、源泉徴収されていない方でも、年齢・扶養親族(配偶者を含む)の有無により、確定申告または住民税の申告が必要となる場合があります。源泉徴収票(はがき)をお持ちのうえ、相談日にお越しください。

**給与所得の方で年末調整をしていない方**勤務先の給与支払担当者に確認のうえ、確定申告または住民税の申告をしてください。

★★住民税の申告について★★

**住民税の申告が必要な方**平成22年1月1日現在、福生市に住所がある方で、次の①～③いずれかに該当する方  
 ①給与所得のみの方で、勤務先から福生市に給与支払報告書の提出がな

2月の納税

2月は固定資産税(第4期)国民健康保険税(第8期)、介護保険料(第8期)、後期高齢者医療保険料(第8期)の納期です。3月1日(月)までに納めてください。

口座振替は3月1日(月)に振り替えますので、残高不足に注意してください。

※納期を過ぎると延滞金(年14.6%)が課されます。

土地・建物の公売を実施  
 ～入札は2月16日(火)から～

市税の滞納者から差し押さえた土地・建物(右表参照)を入札により、東京都と合同で公売します。

**【見積価格】**入札における開始価格(最低入札価格)

**【公売保証金】**入札に参加する前に納付しなければならないお金。買受人(落札者)以外は入札終了後に返還されます。

**入札日時**2月16日(火)午後1時～2時

**入札場所**東京都庁第一本庁舎4階第二入札室

※市税などの納付があった場合、中止になることがあります。詳細は、お問い合わせください。また、市ホームページでもご覧になれます。

**問合せ**収納課 ☎551・1578

●公売物件一覧表

財産所在地	財産種別および面積	見積価格 公売保証金
大字福生	店舗207.94㎡	51,600,000円
	宅地339.22㎡	5,160,000円
武蔵野台一丁目	居宅86.11㎡	9,760,000円
	宅地90.02㎡	980,000円

★青梅税務署の特別開庁(確定申告書用紙の配布、申告相談、確定申告書の收受及び納付相談に応じます。)

相談・受付日	受付時間	会場
2月 21日(日)	午前8時30分～	青梅税務署(青梅線河辺駅下車徒歩6分)
28日(日)	午後4時30分	

※2月21日(日)は、税務署駐車場はご利用になれません。

★青梅税務署員による近隣市町での申告受付

相談・受付日	受付時間	会場
2月	1日(月)	羽村市役所(東庁舎4階大会議室)
	2日(火)	羽村市役所(東庁舎4階大会議室)
	3日(水)	羽村市役所(東庁舎4階大会議室) あきる野市中央公民館(3階集会室)
	4日(木)	あきる野市中央公民館(3階集会室) 瑞穂町民会館(ホール)
	5日(金)	あきる野市中央公民館(3階集会室) 瑞穂町民会館(ホール)

かった方(勤務先の給与支払担当者にご確認ください。)

②事業・不動産・配当・年金・雑等の所得(所得金額の多少にかかわらず)があった方で確定申告をする必要のない方※20万円以下の給与所得以外の所得がある場合や、所得税で申告不要を選択した非上場株式に係る配当所得のある方も申告が必要です。

③収入がなかった場合、どなたの扶養親族にもなっていない方、扶養親族になっていても世帯を別にしている方は、次の事項の基礎資料となるため、住民税の申告が必要です。(遺族年金・障害年金・老齢福祉年金の受給者を含む)申告書裏面の「収入がなかった方へ」の欄の該当する理由を記入して申告してください。

**住民税の申告が必要ない方**

①平成21年分の所得税確定申告書を税務署へ提出する方

②平成21年中の所得は給与だけの方で、勤務先から福生市に給与支払報告書が提出されている方(勤務先の給与支払担当者にご確認ください。)

**確定申告・住民税の申告をお持ちいただくもの(①～⑤は提出になります)**

①税務署・市から送られた書類がある場合にはその書類、印鑑

②源泉徴収票や支払者の証明書など、平成21年中の収入が明らかになる資料

③年金を受給されている方は、日本年金機構(旧社会保険庁)から送付されている平成21年分公的年金等の源泉徴収票(はがき)

④生命保険の控除証明書、個人年金控除証明書、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険の控除証明書、地震保険料控除証明書、医療費などの領収書等※医療費控除の方は、「医療費の明細書」(医療を受けた人ごとに病院・薬局の領収書を集計し合計金額を記載。様式は自由。)を作成し、領収書は封筒などに入れてお持ちください(多くの方が申告をされますので、ご協力をお願いします)。詳しくは、市税だより(2月1日発行)をご参照ください。

⑤社会保険の領収書(昨年中に健康保険料・厚生年金保険料等を支払ったもの)※国民健康保険税は、市役所で証明を受けて申告会場へお持ちください。また、国民年金保険料・国民年金基金については、年金事務所(旧社会保険事務所)からの控除証明書(はがき)をお持ちください。

⑥障害者控除を受ける場合は、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳及び障害者控除対象者認定書

⑦配偶者特別控除を受ける方で、配偶者に所得がある場合は、配偶者の所得が明らかになるもの

**法テラスと弁護士会の共催による無料法律相談**日時2月20日(土)午後1時30分～4時30分(一人30分)場所市役所1階第1相談室相談員弁護士定員先着10人  
**申込み**2月3日(水)～19日(金)(平日の午前9時～午後5時)の間に日本司法支援センター(法テラス多摩) ☎050・3383・5312へ。

市役所は毎週土曜日を閉庁しています。(午前8時30分～午後5時15分※正午～午後1時は除く)

毎週水曜日は午後8時まで開庁時間を延長しています。